

座間市教育委員会 10月定例会会議録

1 開 会 日 令和6年10月16日(水)

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 北村 美奈子 委員 有山 周一
 委員 馬場 悠男 委員 升水 由希

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
 就学支援課長 高田 光弘 保健給食担当課長 小林 直樹
 教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行
 生涯学習課長 新井 昭 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主査 菅野 修平

6 開会時刻 午前9時35分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	57	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	58	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長	承認
3	59	令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領	就学支援課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	13	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前10時14分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会10月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は10月16日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と升水委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 9月11日(水)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

9月12日(木)学校訪問A(相模中学校)、教育長、北村委員、有山委員出席です。

9月13日(金)青少年健全育成大会起草委員会、教育長出席です。

同日、学校訪問C(中原小学校)、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員出席です。

9月17日(火)SDGsエコポスターコンクール2024作品審査会、教育長出席です。

9月18日(水)学校訪問C(栗原小学校)、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員出席です。

9月24日(火)文化財保護委員会、教育長出席です。

同日、学校訪問A(相模野小学校)、教育長、有山委員出席です。

9月27日(金)学校訪問C(東中学校)、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

9月30日(月)感謝状贈呈式、市長から鈴木委員への感謝状贈呈でした。教育長、教育長職務代理者出席です。

同日、委員退任式、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

10月1日(火)市長就任式、市辞令交付式、教育長出席です。

同日、委員選任辞令交付式、教育長、升水委員出席です。

同日、教育委員会臨時会、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

同日、教育委員会事務局職員辞令交付式、教育長、教育長職務代理者、有山委員、

馬場委員、升水委員出席です。

10月2日(水) 全員協議会、教育長出席です。これは、新しい市議会議員との顔合わせでした。

同日、市青少年創意くふう展覧会、教育長参観です。

同日、小学校連合音楽会、教育長参観です。

10月3日(木) 教育支援委員会、教育長視察です。

10月4日(金) 県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

10月7日(月) 表裏型顔面把手愛称決定表彰式、教育長出席です。

10月8日(火) お手玉寄贈式、教育長出席です。

10月10日(木) 定例校長会議、教育長出席です。

10月13日(日) ひまわりフェスタ in NISSAN、教育長出席です。

同日、ZAMA坂道マラソン大会、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。

2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第57号及び第58号、並びに報告第13号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第57号及び第58号、並びに報告第13号は非公開といたします。また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

木島教育長 それでは、議案第59号「令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領」について、説明をお願いいたします。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 資料8ページを御覧ください。

提案理由は、令和6年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものです。

9ページを御覧ください。令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）です。昨年度からの変更はありません。

座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和6年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定めます。こちらの神奈川県公立学校教職員人事異動方針は、11ページにございまして、大きく3つのことを言われております。

- 1、適材を適所に配置すること。
- 2、教職員の編成を刷新強化すること。
- 3、全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと、でございます。

9ページにお戻りください。

第1項、異動の時期、採用（転任採用を含む。）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。

第2項、転任及び配置換、第1号、校種を異にする異動について積極的に行うものとする。

第2号、他市町村との人事交流に努めるものとする。

第3号、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。

第4号、原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。

第5号、同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。

第6号、新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む。）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。

第7号、中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。こちらの許可教科担任とは、教科の免許を持っていない場合でも、県に申し出て許可をもらうことによって、免許を持っていない教科の授業を行うことができるものです。なお、本市では現在、許可教科担任はおりません。

第8号、小・中学校から高等・特別支援学校への異動については、別に定める。

第9号から第12号までは、異動希望の申し出に係る記載方法や地域区分となりますので、ここでは省略させていただきます。

続いて10ページです。第3項、新規採用、教員の新規採用に当たっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

第1号、採用内申を行うに当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

ア、面接を行い、人物について把握すること。

イ、本人が有する免許状について確認すること。

ウ、現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

第2号、新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

第4項、勸奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知を図る。

第5項、その他、この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。

以上でございます。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 私から一つ質問です。新規採用者のことが書かれていますけれども、神奈川県で初任者、いわゆる教員が集まりにくいということもありまして、試験の方法や期日が少し変わったと思います。この変更についての説明をお願いいたします。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 報道されているとおり、今若者がなかなか教員を目指さないということで、各都道府県で教員の確保が非常に厳しい状況となっております。

神奈川県は、今年度から、大学3年生の3月時点で大学から推薦された受験者の試験を実施して、3月中に合否を決定しています。大学4年生、卒業後の方は7月に一次試験、8月に二次試験という形で例年どおり行いました。

そして、今年度から秋試験も導入されました。こちらは小学校のみですが、今年度の夏試験で不合格だった方や夏試験に申し込みをしていない方も秋にもう一度受験することができるという形です。秋試験は、今週末に一次試験、11月には二次試験となっており、再チャレンジができる形で試験を実施しております。

県の狙いは、試験の時期をずらして一人でも多く採用することです。都合により一次試験を受けることができなかつた方や民間企業で働いていて、教員免許を講習等で

夏に取得できたという方が、来年まで待つことなく今年のうち受験できるようにすることを考えて、秋試験を実施することになりました。

木島教育長 ありがとうございます。大学3年生の3月時点での大学推薦について、どのくらいの人数枠なのですかね。多くの枠を与えるのですか。

高田課長 人数は確認しないと分かりません。今までの実績を基にして、多くの学生が来てくれる大学には、より枠を拡大して配分しています。大学から認められた人が受験の段階で来るということで信頼できるため、枠は多く取っております。

木島教育長 大学3年生の時点で合格が決定しているのはよいですね。

高田課長 そうですね。そこで合格が分かっているならば、大学4年生になってから就職活動で一般企業等を回る必要がないということで、安心して大学4年生を迎えることができるというところはございます。

木島教育長 神奈川県でも初任者の獲得に向けて工夫しているということをお理解いただけたと思います。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第59号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第59号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。
ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第57号「座間市教育委員会職員の人事について」及び第58号「座間市学校運営協議会委員の任命について」、並びに報告第13号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。
その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和6年11月13日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会10月定例会を閉じさせていただきます。